

申33号

組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ

本部は、申30号「住環境制度の改正に関する解明申し入れ」をおこない、3回の団体交渉を経て全20項目を議論しました。交渉では、持家取得推進を目的にしているという会社回答がある一方で、具体的な目標値が設定されていないことや、社宅利用者や賃貸住宅に居住する組合員の負担を大きくすることで、社宅、賃貸住宅、所有住宅に関する福利厚生の受益格差を是正することが目指されているなど、「住環境制度の改正」には多くの課題が明らかになりました。より良い福利厚生制度を実現するために、18項目を申し入れました。要求実現に向けて、今後団体交渉を精力的におこないます。

《基本》

1. 住環境制度の改正にあたっては、会社として持家取得を推奨することに関する「社員の持家取得促進」「持家居住者の受益格差の是正」と社宅の稼働率に関する「社宅利用機会均等の促進」という考え方で区別し実施すること。
2. 住環境制度改正以降の社宅、賃貸住宅、所有住宅の社員比率等について、目標値を設定すること。
3. 住環境制度を現在利用している組合員とこれから利用する組合員との公平性を期するため、社宅居住期間制限及び賃貸住宅援助金の給付期間制限の起算日については、平成27年4月1日とすること。
4. 広域異動やエリア異動を担っている社宅利用者に関しては、制度改正の対象から除外すること。

《社宅・寮について》

5. 安全で安定して鉄道輸送を確保するために、社宅・寮については、各支社の地区駅や現業機関がある拠点駅に配置すること。
6. 社宅・寮の老朽化や耐震対策が不備な社宅については、順次建て替えを行うこと。また、社宅建設にあたっては「イーストハイム型」とすること。
7. 社宅利用機会を均等にする観点から、イーストハイム型社宅の入居条件を撤廃すること。また、イーストハイム型社宅への入居希望者把握や申請手続きの方法を制度化すること。
8. 扶養者の教育を受ける体制を保証するため、学区内の義務教育終了までの間は、居住期間制限の対象から除外すること。
9. 社宅の使用料金については、社宅築年数によって社宅居住者間の受益格差が生じていることから、社宅建設から30年以上35年未満は35%、35年以上40年未満は40%の逡減率とすること。また、イーストハイム社宅に対する、月額1,000円の加算を行わないこと。
10. 社宅使用料金に対する傾斜家賃が既に導入されていることから、新たな傾斜家賃の導入は行わないこと。
11. 社宅及び寮の使用料金を見直す際は、新使用料金表を作成し社員に公表すること。

《持家支援》

12. 施策として、持家促進を進めていく会社の責務を果たすために、勤務箇所等については、本人の意思を尊重し、通勤可能の範囲とすること。
13. 所有住宅支援一時金20万円については、持家を取得したことに対する「所有住宅奨励金」として支給し、これまでに住宅ローン支援制度を申請した社員も対象とすること。また、持家取得によって転居する場合の引越費用は会社負担とすること。
14. 社宅・賃貸住宅・所有住宅における社員の受益格差を是正するために、住宅ローン支援制度について地域を問わず、一律3万円を増額すること。また、所有住宅援助金を1万円（10年間）とすること。

《持家促進支援制度の確立》

15. 住宅ローン支援制度の、受給基準としている1%の住宅ローン利率基準を撤廃し、支援対象者を拡大すること。
16. JR東日本グループ不動産提携割引制度にある、各提携会社の割引率（注文住宅、分譲戸建設）を10%とすること。
17. 持家取得を推進するために、JR東日本として住宅ローン無利子貸付制度を新設すること。

《賃貸住宅支援》

18. 社宅・賃貸住宅・所有住宅における社員の受益格差を是正するために、「賃貸住宅援助金特定給付地域」の上限を50,000円、その他の地域の上限25,000円とすること。

全ての組合員に平等な福利厚生制度の実現に向け、議論を巻き起こそう!!